

朝霞市民まつり実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、朝霞市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会則は、朝霞市コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）事業の市民まつりを開催するため、協議会専門委員会規程第1条第4号の規定により実行委員会を設置し、市民まつり開催に関する規程第3条により市民まつりの開催及び実行委員会の運営に必要な事項を定める。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的達成のために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民まつりの開催及び実行委員会の運営
- (2) よさこい鳴子踊りの普及と奨励及び関連団体との交流
- (3) まつりに関する調査・研究
- (4) 参加団体との連絡調整
- (5) キャラクターの取扱い
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 実行委員会は、協議会加盟団体をもって組織する。

2 実行委員会は、第5条に定める実行委員をもって構成する。

(実行委員)

第5条 実行委員は、協議会加盟団体から各1名とし団体の推薦を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず実行委員長が必要と認めるときは、協議会加盟団体の推薦を受けた者を実行委員とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず実行委員会が必要と認めるときは、協議会加盟団体の推薦を受けた者以外であっても実行委員とすることができる。

4 実行委員は、実行委員会を構成し、市民まつりの開催に必要な重要事項について審議する。

(任期)

第6条 実行委員及び役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員による補欠実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 実行委員は、任期を満了した場合にあっても後任者が選出されるまでその職務を行う。

(役員)

第7条 実行委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 実行委員長 | 1名 |
| (2) 副実行委員長 | 若干名 |
| (3) 監事 | 2名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |

(名誉委員長)

第8条 実行委員会は、必要があると認めるときは、名誉委員長を置くことができる。

2 名誉委員長は、朝霞市長をもって充てる。

3 名誉委員長は、会議に出席し意見を述べるることができる。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会は、必要があると認めるときは、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会議に出席し意見を述べることができる。

(実行委員長)

第10条 実行委員長は、協議会で推薦し、実行委員会の承認を得て選出する。

2 実行委員長は、実行委員会を代表し会務を総括する。

(副実行委員長)

第11条 副実行委員長は、実行委員長の指名により選出する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(監事)

第12条 監事は、協議会の監事をもって充てる。

2 監事は、市民まつりに関する会計及び、事務等の執行状況を監査し実行委員会に報告する。

(事務局長)

第13条 事務局長は、朝霞市市民環境部地域づくり支援課長の職にある者を実行委員長が委嘱し、実行委員会の事務全般を担当する。

2 事務局長は、事務局職員を指揮監督する。

(実行委員会会議)

第14条 実行委員会は、第3条に定める事業に関する最高議決機関である。

2 実行委員会の会議は、実行委員長が招集する。

3 実行委員会の会議の議長は、実行委員長をもって充てる。なお、実行委員長が指定した副実行委員長をもって充てることができる。

4 実行委員会の会議に欠席した実行委員は、会議に必要な意思を議長に委任したものとする。

5 実行委員会の会議における議決は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、同数の場合は、議長の決するところによる。

6 実行委員会の会議は、予算及び決算の承認、規定等の改廃その他重要な事項を決定する。

7 実行委員長は、朝霞市民まつり開催に関する規程第8条第2項の会計年度の終了後、実行委員会の承認を受け協議会会長に報告しなければならない。

8 実行委員長は、必要があると認めるときは、協議会会長及び副会長、実行委員、名誉委員長、顧問及び参与以外の者に実行委員会会議への出席を求めることができる。

(正副委員長会議)

第15条 正副委員長会議は、実行委員長及び副実行委員長をもって構成する。ただし、実行委員長は必要があると認めるときは、第16条第1項の専門委員会の委員長を招集することができる。

2 正副委員長会議は、実行委員長が招集する。

3 正副委員長会議の議長は、実行委員長をもって充てる。なお、実行委員長が指定した副実行委員長をもって充てることができる。

4 正副委員長会議に欠席した者は、会議に必要な意思を議長に委任したものとする。

5 正副委員長会議における議決は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、同数の場合は、議長の決するところによる。

6 前条第6項のほか、第3条に定める事業の執行に関する事項は正副委員長会議で決定し、実行委員会に報告する。

(専門委員会)

第16条 実行委員長は、第3条に定める事業を執行するため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関する規定は別に定める。

(会計)

第17条 市民まつりの会計は、実行委員会会則に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 事務局が管理する現金は、金庫に保管し、常時施錠できる場所に保管するものとする。
- (2) 預金通帳と金融機関届出印は、それぞれ別の場所に保管し、常時施錠できる場所に保管するものとする。
- (3) 現金を取り扱う際は、複数の者による確認を行うものとする。
- (4) 100万円以下の収入及び支出にあつては、事務局長において専決することができる。
- (5) 50万円以上の契約を行う際には、複数の者から見積もりを徴収するものとする。
- (6) 打上花火及び会場設営等の契約にあつては、見積もり合わせのほか事業提案により契約の相手方を決めることができる。
- (7) 朝霞市が支払う市民まつりの開催に必要な国有地の借上げの経費は、市民まつり会計が負担するものとする。

(事務局)

第18条 実行委員会の事務局は、朝霞市市民環境部地域づくり支援課に置く。

(キャラクター)

第19条 市民まつりのイメージキャラクターは、「彩夏ちゃん」とする。

2 彩夏ちゃんのキャラクター及び着ぐるみの使用等に関する規定は実行委員会が別に定める。

(よさこいフェスタ)

第20条 市民まつりにおけるよさこい鳴子踊りの名称は、「関八州よさこいフェスタ」(以下「よさこいフェスタ」という。)とする。

- 2 実行委員会は、よさこいフェスタの開催にあたり、別に「関八州よさこいフェスタ参加要項」を定める。
- 3 よさこいフェスタに参加する団体は、実行委員会が別に定める参加費を支払うものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めた団体は、減免することができる。

(会場)

第21条 市民まつりの会場は、原則として朝霞会場及び北朝霞会場とし、実行委員会が必要と認めた場合は、他の会場を設けることができる。

(催物)

第22条 市民まつりの催物等は、実行委員会が必要と認めたものに限る。

(負担金及び出展料)

第23条 前条により市民まつりの催物等を開催する者のうち実行委員会が必要と認めた場合は、実行委員会が別に定める負担金及び出展料を支払わなければならない。

(事業補助)

第24条 第22条により市民まつりの催物等を開催する者のうち、実行委員会が必要と認める場合は、催物等の開催に伴う事業の一部を補助することができる。

(警備等)

第25条 実行委員会は、市民まつりの開催にあたって、来場者及び参加者の安全確保に努めるものとする。

2 実行委員会は、第21条に規定する会場の警備のほか、朝霞駅周辺の来場者に対する誘導を行うこと

ができる。

3 実行委員会は、警備等に必要な警備計画及び緊急時の対応マニュアル等を別に定める。

(協力者表彰)

第26条 実行委員会は、市民まつりの開催にあたって顕著な功績のあった者に対し表彰することができる。

(その他)

第27条 この会則に定めるもののほか、市民まつりの開催と運営に関し必要な事項は実行委員長が定めることができる。

附則

1 この会則の改廃は、実行委員会において協議し協議会が決定する。

2 この会則は、平成25年11月27日より施行する。